

選 択 約 款

(家庭用厨房・給湯・暖房契約)

平成29年 4 月 1 日実施

山口合同ガス株式会社
(旧宇部市ガス水道局地区)

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	2
9. 契約の変更又は解約	3
10. 設置確認	3
11. そ の 他	3
付 則	
1. 実施の期日	4
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	4
3. 本選択約款の新たな契約締結の取り扱いについて	4
 (別表)	 5
1. 適用区分	5
2. 早収料金の算定方法	5
3. 料金表A（家庭用厨房・給湯・暖房契約）	6
4. 料金表B（家庭用厨房・給湯・暖房契約）	6
5. 料金表C（家庭用厨房・給湯・暖房契約）	6
6. 料金表D（家庭用厨房・給湯・暖房契約）	7

1. 目的

この選択約款は、家庭用の厨房・給湯分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じて、当社の製造供給設備の効率的な利用又はその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1)「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の燃焼機器をいいます。
- (2)「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3)「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (4)「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (5)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分（以下「業務部分」といいます。）がないものをいいます。
ただし、1 需要場所内に居住の用に供されている部分（以下「居住部分」といいます。）と業務部分が存在し、居住部分のみでガスを使用している場合は専用住宅とみなします。
- (6)「併用住宅」とは、1 需要場所内に居住部分と業務部分が存在し、その双方でガスを使用しているものをいいます。
- (7)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8)「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (9)「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (10)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは風呂・給湯に給湯機器を、併せて厨房機器と暖房機器を、次のいずれかの条件で使用している場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 専用住宅の居室で使用する場合。
- (2) 併用住宅の居室で使用する場合で、1 需要場所内に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下である場合。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) お客さまはこの選択約款を承諾のうえ、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始された場合は、新たにガスの使用を開始された日（以下「使用開始日」といいます。）から適用し、使用開始日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までを契約期間といたします。
 - ② 一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に定める契約又は他の選択約款（以下「他の契約」といいます。）からこの選択約款へ変更された場合には、この選択約款は、お客さまから申し込みがあった日以後最初の検針日の翌日から適用し、その申し込み日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までを契約期間といたします。
なお、変更前の契約の適用期間は、この選択約款への変更の検針日までといたします。

- ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日から、その満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は他の契約への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は他の契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は他の契約への変更の場合はこの限りではありません。((5)において同じ。)
- (5) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に他の契約（一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、今回の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金のお支払いが、一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に規定する料金の支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2（3）のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）＋0.086円×原料価格変動額／100円
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）－0.086円×原料価格変動額／100円

（備考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）
66,100円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2（3）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が105,760円以上となった場合は、105,760円といたします。

（算定式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9749 \\ &+ \text{トン当たりブタン平均価格} \times 0.0272 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、当社ホームページ、事業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 契約の変更又は解約

- （1）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- （2）当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

10. 設置確認

- （1）当社は厨房機器、給湯機器及び暖房機器の全てが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又は、すみやかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）に定める契約を適用いたします。
- （2）厨房機器、給湯機器又は暖房機器のいずれかを取り外された場合には、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（旧宇部市ガス水道局地区）を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成 29 年 3 月 31 日まで家庭用厨房・給湯・暖房契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成 29 年 4 月 1 日以降、本選択約款が適用されるお客さまについて、本選択約款においても旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

3. 本選択約款の新たな契約締結の取り扱いについて

- （1）当社は、本選択約款 4 の適用条件を満たした場合であっても、平成 29 年 6 月 1 日以降は本選択約款 5 の規定にかかわらず、本選択約款に基づく新たな契約の締結は行ないません。
- （2）平成 29 年 5 月 31 日に現に本選択約款の契約が成立している場合には、同一需要場所において本選択約款を継続して適用することができます。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルを超え、50立方メートル以下の場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートル以下の場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金(税抜)又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表A（家庭用厨房・給湯・暖房契約）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7 0 2 . 0 0 円（税込）
	6 5 0 . 0 0 円（税抜）

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 5 6 . 7 8 0 8 円（税込）
	2 3 7 . 7 6 円（税抜）

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金（税抜）をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（家庭用厨房・給湯・暖房契約）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	9 7 2 . 0 0 円（税込）
	9 0 0 . 0 0 円（税抜）

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 2 9 . 7 8 0 8 円（税込）
	2 1 2 . 7 6 円（税抜）

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金（税抜）をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（家庭用厨房・給湯・暖房契約）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1 , 2 9 6 . 0 0 円（税込）
	1 , 2 0 0 . 0 0 円（税抜）

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 2 3 . 3 0 0 8 円（税込）
	2 0 6 . 7 6 円（税抜）

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金（税抜）をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D（家庭用厨房・給湯・暖房契約）

（1）基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3, 6 7 2. 0 0 円（税込）
	3, 4 0 0. 0 0 円（税抜）

（2）基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 9 9. 5 4 0 8 円（税込）
	1 8 4. 7 6 円（税抜）

（3）調整単位料金

（2）の基準単位料金（税抜）をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。